

「Japan Innovation Challenge実行委員会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「Japan Innovation Challenge実行委員会」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区北青山2-7-13 (株)TKF内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ロボットによる山岳遭難救助コンテスト「Japan Innovation Challenge」を準備、実施、運営することにより、日本のロボット産業における製品化に向けた研究・開発を加速させ、1つでも救える命が増えることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「Japan Innovation Challenge」の企画に関する事項。
- (2) 「Japan Innovation Challenge」の広報に関する事項。
- (3) コンテストの開催に関する事項。
- (4) 報告書「Japan Innovation Challenge」の作成に関する事項。
- (5) 「Japan Innovation Challenge」の予算及び決算に関する事項。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

(委員)

第5条 本会に、委員および監事を置く。

- (1) 委員は、「Japan Innovation Challenge」の準備、実施、運営にあたる。
- (2) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 委員 5名以内
- (3) 顧問 5名以内
- (4) 監事 2名以内

(職務)

第7条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を統括する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は、本会の解散までとする。

第3章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

(会計期間)

第10条 本会の会計期間は1月1日から12月31日までとする。

2 本会の会計に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 解散

(解散)

第11条 本会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第5章 補則

(その他必要な事項)

第12条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、2016年7月1日から施行する。